

一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会 安心R住宅制度規則

一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会定款第4条（6）に基づき、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号。以下「規程」という。）の適正な手続のもとでその使用を促進することにより、住宅購入者が安心して既存住宅を購入することができる環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「構成員」とは一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会の正会員Aまたは正会員Bである宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）をいう。

2 この規則において、「正会員A」と「正会員B」の定義は以下のとおりとする。

「正会員A」 当法人の目的に賛同し、当法人設立以前の任意団体「耐震住宅 100%実行委員会」から参加している工務店

「正会員B」 当法人の設立後に、新規に当法人の目的に賛同して入会する工務店

3 前項に定めるものを除き、この規則における用語の意義は、規程に定めるところによる。

(一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会の業務)

第3条 一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 構成員に対し、特定既存住宅（以下「安心R住宅」という。）に関する広告における規程第十条第一項に規定する標章の使用を許諾する。
- 二 前号の許諾を得た構成員が遵守すべき事項として「安心R住宅制度運営規約」を定め、構成員に対し、当該事項を遵守させるために必要な措置をとる。
- 三 住宅リフォーム工事の実施判断の基準を定める。
- 四 安心R住宅情報提供事業に関する相談等に応ずる。
- 五 前各号に定めるもののほか、構成員に対する研修その他の安心R住宅情報提供事業を適確かつ円滑に実施するために必要な業務を行う。

(情報の公表)

第4条 一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会は、次に掲げる事項を公表するものとする

- 一 登録安心R住宅情報提供事業者団体であること。
- 二 一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会の主たる事務所の所在地

- 三 相談等に応ずる事務所の連絡先
- 四 前条第一号の許諾を得た構成員の商号又は名称及び主たる事務所の所在地
- 五 前条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項
- 六 前条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準

(指導、監督、処分)

第5条 一般社団法人耐震住宅100%実行委員会は、適正な本制度運用を維持するため、構成員に対し、指導、助言、勧告をおこなう。

構成員が一般社団法人耐震住宅100%実行委員会の指導、監督に応じないときは、標章使用の差し止め、標章使用許諾取消等の処分を行うことができる。

(その他)

第6条 本制度運用について、別途、安心R住宅運営規約を定めることができる。

(附 則)

この規則は、一般社団法人耐震住宅100%実行委員会が特定既存住宅情報提供事業者団体に登録された日から施行する。